

平成 29 年 第 3 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 9 月 12 日 開会

平成 29 年 9 月 22 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成29年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成29年9月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

報告第5号平成28年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

報告第 6 号平成 28 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

認定第 1 号平成 28 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 34 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 35 号平成 29 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 36 号平成 29 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

同意第 16 号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 5 号平成 28 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

日程第 5 報告第 6 号平成 28 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

日程第 6 認定第 1 号平成 28 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第 7 議案第 34 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 8 議案第 35 号平成 29 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）

日程第9 議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算（第2号）

◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、改めましてこんにちは。

平成29年第3回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成29年第3回鳴沢村議会定例会のご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の折、全員の出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

先月29日早朝、北朝鮮による弾道ミサイルが発射され、北海道襟裳岬上空を通過し、太平洋上に落下した事件、また、今月3日には、過去最大の爆発規模であるとされる水爆実験を行い、深刻な脅威であり、世界の平和と安全を大きく損なうものがあります。国連安保理の制裁決議がけさ開催され、全会一致で採択されましたが、新たな挑発が懸念されるところであります。

鳴沢村の夏は、梅雨明けから天候不順が続き、台風や夕立が少なく、野菜の生育には特に影響を及ぼしたのではないかと憂慮されます。

実りの秋の多忙な時期を迎え、気温の寒暖にも不順が予想されます。体調管理にはくれぐれもご留意され、さらに議員活動に励まれるようお願いいたします。

さて、今定例会の議案は、平成28年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算認定、補正予算等であります。慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

開会 午前11時02分

議長（佐藤博水君） ただいまから平成29年第3回鳴沢村議会定

例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（佐藤博水君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、改めましてこんにちは。

平成29年第3回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもと開会できますことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ことしは春先から乾燥が続き、入梅らしい入梅もなく、富士五湖も渇水が続いておりますが、一部の地方では、記録的短時間大雨とか豪雨等の災害も起きておりますが、鳴沢村では今のところ災害もなく、安堵しているところですが、天気も極端化しているように感じております。

また、農家の皆様には、春の苗の発芽が悪く、8月からは太陽が出た日も少なく、発育不足や病気が発生し大変のようですが、そのような中、8月20日には議会初め大勢の皆様の参加をいただき、北麓地域の広域避難訓練を実施していただき、鳴沢村では西側への避難では交通渋滞もさほどではないと感じたわけですが、1家庭で三、四台持っている時代であります。これが全部車両の避難となると、いろいろと検討しなければならない問題等もあるかと思っております。

また、議会の要望でもありました村内の開業医については、補正予算にも盛りさせていただきましたが、10月には開業できるようです。経営が続けられるようお願いしたいものであります。

本定例会では、報告2件、条例改正1件、補正予算2件、委員

の選任1件、28年度決算認定1件を予定しております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とします。よろしくお願いいたします。

◎副村長挨拶

議長（佐藤博水君） ここで、去る6月26日に副村長に就任された渡邊昭訓君より就任の挨拶の申し出がありましたので、挨拶をいただきます。副村長 渡邊昭訓君。

副村長（渡邊昭訓君） 去る6月26日付で副村長を拝命いたしました渡邊昭訓でございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

まず、不肖私に係る副村長同意案件に対しまして、6月定例会においてご同意の議決を賜りましたことにつきまして、まずもって衷心より厚く感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

副村長の職は、浅学菲才の私にはまさに身に余る重責ではありませんけれども、これまでの長きにわたる人生の歩みの体験や、さまざまな分野の仕事に係わる中で培った知識・情報などを糧に、小林村長の政治理念でもあります「村民の声の届く村政」をモットーに、第5次長期総合計画を初め、本村の掲げる時代の潮流を見据えた政策・諸課題の着実な推進に向け、議員を代表され、二元代表制の当事者でもあられます本議会議長並びに議員各位の厚いご信頼を賜る中で、中立公正にして、円滑な村政の推進に寄与すべく、全力を尽くしてまいり所存でございます。

何とぞよろしきご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。甚だ粗辞ではありますが、おくれげながらの就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤博水君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月10日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、平成29年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄

君。

議会運営委員長（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は9月8日の午前11時及び11日の午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月8日の委員会で決定された事項については、次の7項目です。

1、会期は本日より9月22日までの11日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第5号及び報告第6号の2件を一括議題とすること。

4、議案第35号及び議案第36号までの2件を一括議題、一括採決とすること。

5、請願第1号を本会議に上程することとし、発議第1号の意見書の採決により、みなし採択とすること。

6、一般質問通告日は、9月11日午前10時までとすることと。

7、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

次に、9月11日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日午前10時に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取り扱いについては、小林利雄議員の「日本広販あと地の活用について」の1件の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

総務教育厚生常任委員長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月8日午前10時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、神楽保存会（鳴沢・大田和地区）からの村への意見・要望について及び委員会の閉会中の継続調査申し出についての2件です。

委員会開催に先立って、山道ホールにて鳴沢村太々神楽継続保存会と大田和八幡神社神楽保存会の方々と座談会を開催し、神楽の継承等についてのご意見やご要望を伺いました。

座談会終了後に議員控室で委員会を開催し、意見を聴取した神楽保存会の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、神楽保存会の後継者に関する問題について、今後、開催される議員協議会へ総務教育厚生常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月11日午後2時40分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

また、今後の委員会で取り上げる事項について協議を行いました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 広報常任委員長 小林清一君。

広報常任委員長（小林清一君） 3番 小林清一です。

広報常任委員会の閉会中の継続調査につきまして報告をさせていただきます。

平成29年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月24日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第29号（案）について及び委員会の閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第29号について、レイアウトや掲載記事の内容などにつきまして協議し、先月8月1日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、正・副議長の辞職に伴う議会構成の変更の内容や、6月に就任された副村長へのインタビューなどを掲載し、また、平成28年度に行われました一般質問の追跡レポートの枠を設け、特集として掲載いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（佐藤博水君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 報告第5号平成28年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第5 報告第6号平成28年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長(佐藤博水君) 日程第4、報告第5号平成28年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第6号平成28年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺一博君) 報告第5号平成28年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成28年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率がマイナス2.5%で、前年度より0.6ポイント改善いたしました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標ですが、この比率が25%を超えた場合には財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成27年度の実質公債費比率はマイナス1.9%でしたが、全国1,741市区町村中28位、県内では27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額より、これらに充当できる基金などの

財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となっており、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第6号平成28年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。この規定に基づき去る9月5日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書最下段にあるように、是正改善を要する事項としては特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。

また、算定の根拠としてお手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ鳴沢村は健全な財政運営がされておりますが、依然として村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で報告第5号及び第6号についての報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で報告第5号及び第6号の報告を終了い

たします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第6 認定第1号平成28年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（佐藤博水君） 日程第6、認定第1号平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明いたします。

一般会計並びに国民健康保険特別会計を初めとする5つの特別会計に係る平成28年度の決算は、全ての会計の歳入総額29億1,703万9,586円、歳出総額26億5,504万6,335円となりました。

この歳入歳出の差し引きである形式収支は2億6,199万3,251円、形式収支から平成29年度への繰越明許を行った事業へ充当される財源327万3,000円を差し引いた実質収支は、2億5,872万251円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様様の行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたい

と存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 渡邊明雄君。

監査委員（渡邊明雄君） 6番 渡邊明雄。

監査結果の報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を、歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、平成29年9月4日及び5日に実施し、審査いたしました結果を、鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成28年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成28年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第7 議案第34号鳴沢村介護保険条例の一部を改正

する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第7、議案第34号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 議案第34号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第2号被保険者の配偶者やその世帯員に対しても、文書等の提出命令に従わず、当該職員の質問に虚偽の答弁をした場合に過料を科すことができるようになったこととあります。

議案の1ページをごらんください。

第13条中、「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者」を「被保険者の配偶者若しくは被保険者」に改めるものであります。

附則として、施行期日は公布の日からといたします。

以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程第8 議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正
予算(第2号)

◎日程第9 議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算(第2号)

議長 (佐藤博水君) 日程第8、議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び日程第9、議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに7,329万6,000円を追加し、一般会計

並びに特別会計予算総額を28億5,797万1,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、保健衛生行政諸費6,000万円、総務行政諸費270万円、道の駅なるさわ運営事業250万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金7,139万3,000円、国庫支出金90万7,000円、諸収入68万8,000円を見込んでおります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、消防施設等整備・管理事業4,320万円を平成30年度へ繰り越しできるものとし、設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第35号及び議案第36号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号及び議案第36号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（佐藤博水君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月13日から21日までの9日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月13日から21日までの9日間を休会とすることに決定し

ました。

なお、本会議は9月22日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月12日

議会議長

署名議員

署名議員

平成29年第3回9月22日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1号平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 6 同意第 1 6 号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を
求める件
- 日程第 7 発議第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫
負担制度拡充を図るための意見書の提
出
- 日程第 8 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫
負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 9 一般質問
- 日程第 1 0 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（佐藤博水君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、三浦利雄君、小林利雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 9 年第 2 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林利雄君。

8 番（小林利雄君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

6 月 2 7 日 1 0 時より第 2 回定例会が招集され、会議が行われました。

議員 1 6 名と、会議事件説明のために組合長を初め事件説明のため執行部 2 人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 2 7 日 1 日と決定されました。

次に、富士河口湖町大嵐地区の議員に変更があり、渡辺文明君から渡辺幸吉君に変わりました。

会議事件は2件で、内容としましては議案第4号平成29年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について。内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億6,578万4,000円とする。

次に、美化協議案第3号平成29年度美化協会計歳入歳出補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,804万円とする。

2案件とも原案のとおり可決されました。

次に、8月30日、第1回臨時会が招集され、会議が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために組合長と執行部2人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が30日1日と決定されました。

会議事件は組合長の退職同意について。

22日に梶原義美組合長が提出した退職願の件が同意されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 富士五湖広域行政事務組合議会、7番 三浦利雄君。

7番（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

8月22日午後3時より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には議員19名と、会議事件説明のため代表理事、堀内茂富士吉田市長、小林優鳴沢村長をはじめとした理事、事件説

明のために執行部の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期が22日、1日間と決定されました。

会議事件は選任4件、報告3件、議案7件の14件でした。

選任の4件については、いずれも議会運営委員会及び常任委員会の議会構成に係るものです。

報告の3件はいずれも専決処分で、まず報告第1号は、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法について改正が行われたものです。

報告第2号は、平成28年度一般会計補正予算第2号で、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,940万1,000円を減額したものです。これは主に平成28年度末に見込まれる余剰額の減額によるもので、報告第3号平成28年度富士五湖聖苑特別会計補正予算第1号についても、同様に533万3,000円の減額が行われました。

以上の専決処分に係る3件の報告は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号から議案第7号は平成28年度の決算認定で、一般会計は歳入が14億3,297万円、歳出が14億3,285万円、差し引き残額が11万円。富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計は歳入が848万円、歳出が681万円、差し引き残額が166万円。富士五湖聖苑特別会計は歳入が9,252万円、歳出が9,051万円、差し引き残額が201万円です。

いずれも原案のとおり認定されました。

議案第8号は、個人情報保護条例及び情報公開条例の改正で、個人情報の定義の明確化を図るため提出されたもので、原案の

とおりの議決されました。

議案第9号及び議案第10号は平成29年度の補正予算で、まず一般会計補正予算については予算の総額から、歳入歳出それぞれ794万円を減額したもので、これは消防費の委託料の減によるものです。

ふるさと振興整備事業特別会計については、予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を増額したもので、これは住民交流活動事業費の増額によるものです。

いずれも原案のとおり議決されました。

最後に、議案第11号は財産の取得で、河口湖消防署に配備される消防ポンプ自動車1台、取得価格3,715万円の取得についてで、原案のとおり議決されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号 平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（佐藤博水君） 日程第3、認定第1号平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長（渡邊政司君） 今定例会初日において、予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成28年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月12日及び14日の2日間にわたり、付託事件の審査を行

いました。

委員各位には、熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対し、それぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤博水君) 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正
予算(第2号)

◎日程第5 議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤博水君) 日程第4、議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び日程第5、議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長(渡邊政司君) 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第35号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び議案第36号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の補正予算2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い9月22日午後1時10分に再開し、付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算2議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号及び議案第36号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第35号及び議案第36号の2件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。したがって、議案第35号及び議案第36号の2件は原案のとおり可決することに決定しま

した。

◎日程第6 同意第16号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

議長（佐藤博水君） 日程第6、同意第16号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第16号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林茂樹氏が9月30日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、引き続き鳴沢村1000番地、小林茂樹氏を選任したいと思います。

ご存じのように、人格高潔で、人事行政に関し識見を有し、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより同意第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**◎日程第7 発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国
庫負担制度拡充を図るための意見
書の提出**

議長（佐藤博水君） 日程第7、発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。4番
小林昭一君。

4番（小林昭一君） 発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べ1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかでありま

す。

新しい学習指導要領により授業時数や指導内容が増加しているとともに、暴力行為や不登校、いじめなど指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供も顕著にふえています。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請です。将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国
庫負担制度拡充を図るための請願

議長(佐藤博水君) 日程第8、請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案の

とおりに採択されたものとみなします。

◎日程第9 一般質問

議長（佐藤博水君） 日程第9、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

9月11日に小林利雄議員から通告のありました「日本広販あと地の活用について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林清一君からの「農業振興について」の質問を許します。3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 振興課長にお尋ねいたします。

農業振興につきまして、平成28年4月に施行されました農業委員会法の改正で、農業委員会の体制が強化されました。担い手への農地利用の集積・集約化、また遊休農地の防止・解消、新規参入者の促進による農地の利用・効率化の促進が、農業委員会の必須事務となりました。

このような委員会及び推進委員の活動目標を達成するため、関係行政機関として具体的にどのような支援とそのフォローを行っていくのか、教えていただきたい。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 小林清一議員の質問にお答えいたします。

農業委員会法等の一部を改正する法律が平成27年8月に成立し、同年9月に公布されました。これにより、農業委員会等に関する法律において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会の業務の重点は、農地等の利用の最適化の推進であることが明確化されました。

ご存じのように、本年6月の議会第3回定例会において、この新制度による農業委員の任命について同意をいただき、7月20日より3年間の任期に入っております。

なお、農業委員の選出方法ですが、従来までの耕作面積要件を満たす農業者等による公選制から、首長が議会の同意を得て任命する方法に改められました。また、委員の構成については、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断ができる者を1人以上入れることとされており、今回当村においても農業者以外の中立委員を1名任命させていただいております。

質問のありました委員会への支援とフォローアップですが、8月25日には新農業委員会制度等の研修を行い、その役割等について学んでいただきました。また、委員の役割とされている農地利用状況調査では、事務局において委員ごとの調査区域設定を行い、わからない点につきましては個別に相談にのっております。

委員報酬については、本年6月の議会第2回定例会において議案第24号として議決していただきましたが、従来の報酬額に国交付金を財源として、農地利用の最適化に向けた活動実績に基づき加算することで処遇改善を図っております。

その他、総会の進行に対するフォローアップ等も行っておりますが、農業委員会事務局及び振興課のみではなく、山梨県農業会議や全国農業委員会ネットワーク機構等と密な連携をし、鳴沢村の持っている農業行政の課題に対処してまいりたいと考えております。

なお、質問の中にあつた推進委員ですが、正式には農地利用最適化推進委員といい、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うもので、鳴沢村は農地面積が200へ

クター以下で、農業委員会の必置義務がないことから、推進委員を委嘱しないことができる市町村となっており、現に委嘱は行っておりません。

以上で、小林清一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 内容は今動いている内容で、状況はわかりました。

このような中で、今、中間管理機構につきまして遊休農地を集積していると思いますが、現状、そのような中でポイントとなるのは担い手とか新規参入者、この方々が今掘り起しをするという課題もあると思います。この辺についての今後の動きといいますか、対応につきましてどういう考えか伺いたいと思います。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 農地中間管理機構を活用した農地の賃貸借状況についてちょっと報告させていただきます。

まず、農業法人が1社ございまして、72筆、面積にしまして2万4,475平米、2.4ヘクタールでございます。あと、個人の方ですが2名になりまして、合計しまして22筆、面積的には7,000平米ほどになります。こういった方が農地中間管理機構を活用して、農地の集約化を図っております。そのほかの新規参入につきましては、現況ではございません。

以上です。

議長（佐藤博水君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 遊休農地は今後も傾向としてふえる傾向にあると思いますが、特に受け手、担い手、それからその辺の支援、これをぜひ目をつけてしっかりやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「人間ドックの受診率と申し込み状況について」の質問を許します。4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 人間ドックの受診率と申し込み状況についてお尋ねをします。

平成28年の決算書にも事業の内容、成果の報告がありますが、さらに詳しく説明を求めるため、質問を行います。

鳴沢村では、村民の皆さんが健やかに生活できるように、年2回の集団検診、各種がん検診、人間ドックを行っておりますが、人間ドックについて、なかなか予約がとれないという意見があり、昨年度からクアハウス石和を追加し、受診人数を増やしておりますが、各施設の受診率と申し込み状況について、検診対象者に対する受診率もあわせて教えていただきたい。

また、予約開始日に申し込みに行っても、すぐにいっぱい予約がとれない状況があるというふうにも聞きますけれども、どういう状況でそういった場合になってしまうのか。わかれば、あわせて答弁をお願いしたい。

以上です。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えしますが、私より受診受け付けや内容を把握しております福祉保健課長に答弁をお願いします。

議長（佐藤博水君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

当村における人間ドックの助成につきましては、近隣自治体に比べ、村の保険者ではない保険組合や企業保険の方についても

対象とするなど助成内容が大変手厚いことから、予約開始日には助成を受けたい住民の申し込みが殺到し、日程によっては受け付け開始直後に全ての予約が埋まってしまうような状況が続いております。

このような状況を改善するため、昨年度から新たにクアハウス石和でも人間ドックが受けられるよう契約を結び、70名程度の受診枠を追加いたしました。

厚生連健康管理センターの昨年度助成枠347名分につきましては、ほぼ全ての助成枠が埋まってしまうことに対して、昨年度のクアハウス石和への人間ドック申し込み者は70枠中35名のみと50%の受診率でありました。過去に受診した厚生連の人間ドック受診記録と比較ができないことなどを理由に、現在のところは申し込み者が多くない状況です。

クアハウス石和については、今年度も同様に希望者は少ない状況ではありますが、受診結果の履歴がふえていくにつれ、希望者も増加していくことが見込まれます。

鳴沢村国民健康保険の健診受検割合につきましては、これは春、秋の特定健診及び人間ドックにつきましては、県平均が42.5%となっております。これに対しまして、鳴沢村では40.0%と、ほぼ同じような県平均より若干低いものの、同水準となっております。富士北麓近隣におきましては、30%から40%までとなっております、そこに比べるとやや高い数字にはあります。富士北麓地域の受診率が全般的に低い傾向にあります。

また、近隣自治体の人間ドックの助成状況を調査いたしましたところ、全人口に対する人間ドックの助成を受けた人の割合は、件数の多い近隣自治体でも2%に満たないというような状況であります。

このような中、当村の人間ドックの助成を受けた人の割合は、全人口の12%以上にも上っております。このようなことから、大変手厚い補助等を行っておりますので受診者が多く、受診希望日に予約が殺到してしまう、このような状況が続いております。受診を希望しても予約がとれないこともありますので、来年度以降につきましては、公平性を図る観点から、予約方法の見直しや人間ドックの助成金額及び検査機関の変更等を含め検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤博水君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） ただいまの答弁に、事業の内容の見直しについて、来年度から見直したいということがありましたけれども、見直しされるのであれば、年度途中であっても検討していただいて、見直しをしていただきたいと思っておりますが、人間ドックの検診などは周知のとおり疾病の早期発見、早期治療に効果があって、医療費の増加を抑制する効果があります。今後さらに積極的な検診受診を勧めて、生活習慣病の早期発見、早期治療を目指していただきたい。心地よく健やかに暮らせる村づくりのためにも、内容をよく精査して、福祉保健課長、衛生担当、保健師の方、栄養士の方と連携して、保健指導を充実していただきたい。

近隣に比べて助成の制度も結構お金もかかっているということですがけれども、健康寿命を延ばすためにも、十分なる検討を行って、助成の内容を考えていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林昭一君の一般質問は終わります。

（「暫時休憩して」の声あり）

議長（佐藤博水君） 暫時休憩。

休憩 午後 3 時 3 8 分

再開 午後 3 時 4 0 分

議長（佐藤博水君） 再開いたします。

以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「道路の安全性確保と獣害防護柵の管理計画について」の質問を許します。5 番 渡邊政司君。

5 番（渡邊政司君） 道路の安全性確保と獣害防護柵の管理計画について、村長に伺います。

大坂道では、第 1 区からの要望と行政指導により、道にはみ出した枝の除去、木の伐採が行われ、安全な通行とともに景観も改善されつつあります。

しかし、この鳴沢村には、道路に木の枝がはみ出して薄暗く、通行に危険な箇所がまだ多く残っています。特に茅つけ林道には獣害防護柵があり、道路の補修や側溝の整備を毎年行っていますが、道路に木の枝がはみ出して大型車両の通行は困難な状態です。また、防護柵から枝がはみ出して倒木時には防護柵を壊しそうなところが何ヶ所も見受けられます。

獣害防護柵の総延長距離は 1 6 キロメートルにも及び、強風などにより防護柵が壊れた場合には多額な修理費用がかかります。危険な箇所については土地所有者への個別指導を行い、防護柵が壊れないように早目の協力を仰ぐことも必要だと考えます。

それぞれの土地所有者が道路の周りの木を下刈りして明るくすることにより、景観もよくなり、けものを遠ざける効果も期待できます。

木の枝が道路にはみ出した危険箇所の土地所有者への個別指導状況、また獣害防護柵の維持管理状況と今後の計画について、

村長に伺います。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問ですが、村道の安全性と獣害防止柵の管理状況と今後の計画との質問ですので、私より現状を把握しております振興課長に答弁をお願いいたします。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（小暮富人君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

質問にもありましたように、確かに村道や林道には私有地からはみ出して道路にかかっているような箇所が多くあります。鳴沢村でも勤め人がふえ、山林を相続しても間伐等の管理ができないのが原因の一つではないかと考えられます。

村では毎年、広報6月号において「道路上に張り出している樹木伐採のお願い」を掲載しておりますが、根本的な解決にはほど遠い状況でございます。

また、中山間地域総合整備事業で整備された獣害防護柵は、その規模が大きいことや柵に近い樹木が成長したことにより倒木等が発生し、その補修費用も財政負担となっております。

さて、質問にお答えさせていただきますが、まず1番目の土地所有者への個別指導状況ですが、状況に応じ「伐採のお願い」ということで文書を送付し、また口頭でもお願いしております。

ご存じのように、民法で、敷地境界線を越えた樹木は隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができるとされておりまして、はみ出された側ではなく、あくまで所有者が切ることであります。

このように、木の所有権が優先される状況から、指導ではなくお願いにせざるを得ません。村としましては、今後もパトロールの際に危険箇所を発見し次第、所有者に対しより一層の対処のお願いをしてまいります。

続いて、2番目の質問にお答えさせていただきます。

獣害防護柵の維持管理状況ですが、平成28年度を例にとりますと、年間の維持管理業務委託を締結し、約200万円を支出しているほか、強風などにより生ずる損傷の修繕費用として38万円を支出しております。

維持管理に関する計画は現在策定しておりませんが、損傷についてはその都度対処しております。近い将来には年次計画的な取りかえ工事も必要になるかと考えております。

以上で渡邊政司議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 林道等の舗装された道路だと、車は安心してスピードを出して走ります。事故が起きないように、土地所有者への個別指導の強化をぜひお願いをいたします。

また、鳴沢村には、平成20年から始まったふるさと納税があります。28年度までに約4,500万の寄附があります。今まで使われていけませんので、こういったふるさと納税の寄附のお金を使って、自然環境の向上等に使っていただければと思います。今までの寄附金を有効に使って道路の安全な通行を確保するようお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「鳴樹館の多目的施設としての舗装面の見直しは」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 鳴樹館の多目的施設としての舗装面の見直しを教育長にお伺いします。

鳴沢村屋内テニスコート場、平成6年完成の鳴樹館ですが、硬式テニス、ソフトテニスの部とスポーツ少年団活動、村内宿泊施設のお客様の利用等、年間で使用していない日はほとんどな

く、また、鳴沢保育所の運動会、高齢者福祉スポーツ大会、雨天時の村民体育祭等にも使用されています。

現在の土のコート面は整備が難しく、屋内であるために散水するとなかなか乾かず、乾き過ぎるとすぐ亀裂が入ってしまいます。また、従来使用していた土が同じものは入手できない状況で、補修にも隅の土を掘り起こして使っている状態です。

メンテナンスが容易で長期にコンディションを維持できる砂入り人工芝コート等の導入例もあります。テニスラインのほかに運動会用のラインも入れられます。

今後、長期的な鳴樹館の舗装面についての考えをお伺いします。

議長（佐藤博水君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 三浦直樹議員の質問にお答えします。

鳴沢村屋内テニスコート場は、鳴沢村体育協会専門部、鳴沢村スポーツ少年団や村内宿泊施設のお客様など大勢の方に利用していただいております。平成28年度は年間申請件数が144件、利用者総人数5,245人の実績となっております。

ご質問のとおり、屋内テニスコート場はクレートコート場であり、これまではコートのくぼみ箇所には専用の土をかぶせることで補修してきましたが、従来使用していた土が入手できない状況となっており、コート面の補修が難しく、凹凸やクラックが入っていた箇所が多くあったため、平成28年度に表層部を小型バックホーで粉砕し、トラクターを使用してコート全体を15センチ程度攪拌させた後にローラーで転圧し、コートの凹凸面の補修工事を実施しました。

大勢の方に利用されている施設のため、どうしてもコート面が傷んできてしまいますので、今後もコート面の状態などを確認しながら、補修が必要な際にはメンテナンスを実施していきたいと考えております。

オムニコート等の導入については現在考えておりませんが、人工芝コートの特性などを研究しながら、メンテナンスやランニングコストの総合的観点から、導入や土の入れかえも含め、改修や補修について今後検討していきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） ご指摘のとおり、使用者の多い施設であります。土が手に入らなかった時点で検討すべきだったと思いますが、クラックによるけがの心配もありますので、活き活き広場に使われているように管理者を置くようなことも考えていただいたほうがいいかと思います。

村内使用者が安心して使用できるように今後も管理していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤博水君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長

からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤博水君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成29年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月22日

議会議長

署名議員

署名議員